

マスターズ水泳競技会の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

2020年9月15日

(一社)日本マスターズ水泳協会

【はじめに】

本ガイドラインは、公益財団法人日本水泳連盟(以下「日水連」という。)が作成した「水泳競技会の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン:令和2年6月15日」を参考に作成しました。日水連のガイドラインを遵守することはもちろんですが、高齢者、ハイリスク者が多く参加する生涯スポーツとしてのマスターズ水泳の特性をよく理解し、水泳場が立地する都道府県の方針に従うことが大前提となります。また、主催団体の特性による判断を尊重し、一律に再開を推奨するものではありません。

主催団体、主管団体、水泳場が競技会の特性・環境に合わせて必要な対応を協議し、課題をクリアにしたうえで、さらに参加者にも予防の徹底を図っていただくことが重要です。運営者と参加者がともに意識を高く持ち注意することによってはじめて感染拡大の防止が図れることを強く認識しなければなりません。

項目 : 【主催者・施設管理者が実施すべき事項】

1. 要項の準備
2. 施設の準備、対応について
3. 競技について
4. 全般的な対応

【競技役員が遵守すべき事項】

- | | | |
|----------|-------------|---------|
| 1. 共通 | 7. 計時員 | 13. 役員係 |
| 2. 審判長 | 8. 招集員 | 14. 会場係 |
| 3. 泳法審判員 | 9. 通告員 | 15. 監視員 |
| 4. 出発合図員 | 10. 記録員・速報係 | 16. 救護員 |
| 5. 折返監察員 | 11. 受付係 | 17. 本部 |
| 6. 機械操作員 | 12. 表彰係 | |

【参加者が遵守すべき事項】

- | | | |
|---------|---------|--------|
| 1. 競技日前 | 2. 水泳場内 | 3. 退館後 |
|---------|---------|--------|

【有事の際の対応マニュアル】

1. 入場や受付
2. 入場後の体調不良について
3. 個人情報への取扱い

【主催者・施設管理者が実施すべき事項】

まず、定められた準備の確認や有事の際に判断をする役割について以下を参考にかならず配置すること。

- ・準備の確認:大会総務
- ・有事の際の判断:大会総務
- ・入場時の確認:会場主任 等

※審判長は競技進行に注力することが必要なため、コロナ対応の責任者としてはふさわしくない。

1. 要項の準備

- (ア) 事前に主催者と施設管理者で確認を行い感染拡大予防措置を決め、実施事項および参加者が遵守すべき事項を盛り込んだ開催要項を作成すること。
- (イ) 地域の状況により、参加対象エリアを限定すること。
- (ウ) 開催要項・二次要項等には感染拡大予防に関する下記の周知を行う。
 - 入場日前14日以内において以下の各事項に該当する場合は、入場の見合わせを求めること。
 - ① 平熱を超える発熱がある
 - ② 咳(せき)、のどの痛みなどの風邪の症状がある
 - ③ だるさ(倦怠感)息苦しさ(呼吸困難)がある
 - ④ 臭覚や味覚の異常がある
 - ⑤ 体が重たく感じる、疲れやすい等の症状がある
 - ⑥ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
 - ⑦ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
 - ⑧ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある
- (エ) 入場者の健康管理に関する「健康チェック表」を、事前に記入できるよう準備する。
- (オ) 「健康チェック表」の管理方法・保管期間について明記する。
- (カ) インターネットやスマートフォン等を使った電子的な受付方法を策定し、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるよう事前に準備する。
- (キ) 3つの密を避ける(人との距離・近距離での会話)基本的事項の周知を徹底する。
- (ク) 参加者は自己保全のためマスク・消毒剤などの持参をするように周知する。
- (ケ) 会場の広さや条件により参加者の入場人数や使用スペースを定める。
- (コ) 高年齢者の感染防止のため、年齢区分を分けて期日や時間等を設定し競技を行うことが望ましい。
- (サ) 密を避けるために、競技種目(プログラム)毎に入場時間と退館時間を設定する。
- (シ) 密や接触を避けるため会場の動線を一方通行にし、また各種ブース等を間隔をあけて配置する。
- (ス) ゴミ、忘れ物は廃棄物となることを告知し、自己管理の徹底を促す。ただし有価物は消毒を徹底し法的な対応を行うこと。
- (セ) 大会を中止した場合の申込金の対応についてあらかじめ主催者で決定し、開催要項で案内をすること。

2. 施設の準備、対応について

(ア)【主催者・施設管理者が実施すべき事項】および【参加者が順守すべき事項】について、施設内の適切な場所に掲示する。

(イ) 入場・待機・受付

- ① 「選手の時間差入場」「待機人数の削減」「人との距離を考慮した目印」「競技役員と選手の入退場動線を分ける」等、密になる状況を避ける対策をとる。
- ② 障がい者や高齢者など、入場者の特性に配慮して対応する。
- ③ 「マスクの着用」「大声での会話」「対面姿勢での会話」等について注意する。
- ④ 入場時に手指消毒液を使用させ、「健康チェック表」を確認し受理する。
- ⑤ 非接触体温計やサーモグラフィー等を使用して発熱者を特定し、入場を制限する。
- ⑥ 参加者と直接接触する場所では、マスク・フェイスシールド・アクリル板・透明ビニールカーテン・使い捨て手袋等を準備して対応する。

(ウ) 洗面所・手洗い場所

- ① 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意する。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- ③ 手洗い後に使用するペーパータオル(使い捨て)を必要に応じて用意する。利用者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする。
- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒薬を用意する。
- ⑤ トイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう注意を掲示する。

(エ) 更衣室

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避ける(障がい者の介助は除く)。
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は一度に入室する利用者の数を制限する等の措置をとる。
- ③ 室内またはスペース内で多数の入場者が触れると考えられる場所(ドアノブ・ロッカーの取手・テーブル・椅子等)については、こまめに消毒する。
- ④ 換気扇を常に稼働、出入り口のドア開放、換気用窓をあける等、換気に配慮する。
- ⑤ 更衣室のロッカーは、使用後の消毒が都度可能な場合を除き使用禁止とする。また、ロッカーを使用する場合は間隔を空けて使用する。
- ⑥ ドライヤーはエアロゾルが発生する恐れがあるため使用禁止とする。

(オ) 練習時

- ① 利用できる選手がわかるようにIDカードなどを利用して明示する。
- ② レーン内を一方通行にするなど、利用者が接触しないような対応をする。
- ③ プール内の壁側(スタート位置、ターン位置)で立ち止まらないように役員が誘導する。
- ④ 入水を偶数レーンはスタート側、奇数レーンはターン側からにするなど人と人との距離を保てるよう工夫する。
- ⑤ 各レーン内で待機する場合は、少なくとも1m以上の間隔を保つ、会話をしない等の指示をする。
- ⑥ 人数が多くなる可能性がある場合は、種目・年齢・性別などで時間を分けるなどして調整する(各都道府県や施設の使用制限を確認のこと)。

- ⑦ 公式スタート練習は人数でレーン数や時間、回数を調整し、スタート位置をレーン交互にするなどして少なくとも前後左右に 1m 以上の間隔を保ち並べる配置とし、会話をしないよう指示をする。
- ⑧ タオル類は共有させず、泳ぐとき以外はマスクを着用するよう周知する。
- ⑨ 唾や痰を吐くことは行わせない。
- ⑩ チーム責任者やコーチの大声での指導やプールサイドでの会話を控えるよう周知する。

(カ) 選手控え場所、観客席

- ① 選手控え場所の適切な場所に、アルコール等の手指消毒薬を準備する。
- ② 選手控え場所はゆとりをもって設置する。
- ③ 観客席を控え場所等に使用する場合には、密を防ぐようにし、施設の規定に従って座席の設定やゾーニングを行う。
- ④ マスクの着用、大声での応援や会話を控えることを周知する。

(キ) 換気・水質

- ① 換気設備を適切に運転し、定期的に窓を開けて外気を取り入れる等の換気も行う。外気換気は循環空調とは異なることに注意する。
- ② プールの水質基準を適切に管理するなど関係法令等に従う。

(ク) ゴミ

- ① 鼻水、唾液などが付いたゴミや使用済みのマスクなどはビニール袋に入れて密閉して縛るよう全員に徹底を促し、ゴミを回収する人はマスク、手袋を着用する。
- ② マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒をする。

(ケ) 清掃・消毒

- ① 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ② 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、入場前・退場後に清拭消毒する。

(コ) 医務室の準備

- ① 医療用個人防護具(フェイスシールド・ゴーグル・使い捨て手袋・マスク・白衣など)を準備し、救護者や体調不良者の対応にはこれらを着用して行う。
- ② 発熱者が出た場合の隔離室または隔離できるテントなどを他の人との接触がなく、速やかに退館できる場所に確保する。適切な部屋が確保できない場合は、飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションなどで仕切ったコーナーを用意する。

(サ) トレーナー活動について

- ① 大会側運営によるトレーナーやコンディショニングブース等の設営は、原則行わない。会場内におけるチームや個人選手付トレーナーの活動に関して、用手接触を伴うマッサージやパートナーストレッチなどは禁止とする。
- ② 運動指導や救急対応(アスレティックトレーナーの行うテーピング等)は、3密を回避した状態で、感染対策を十分に行ったうえで対応可能とする。

(シ) 飲食について

- ① 選手および役員が食事を摂取する際には個別に摂取する。やむを得ない場合には十分な距離をとり、対面しないように摂取する。また食事での会話は控える。

- ② 食事を摂取する場所が限定され人が密集しないように、屋外も含めた多くの場所で摂取できるように配慮する。対面式のテーブルなどでは、一方向のみの使用とするかパーティション等の使用を検討する。

(ス)開会式・閉会式・表彰式について

- ① 3密を回避した方法であれば実施可能とするが、できる限り短時間で行う。
- ② 人との距離を十分に保ち、選手・プレゼンターは可能な限りマスクを着用する。
- ③ メダル・賞状の贈呈は良いが握手は行わない。
- ④ 記念撮影時にはマスクを外しても構わないが、会話は控える。

(セ)速報・ミックスゾーンについて

- ① 速報板はできるだけ設置せず WEB 等で知らせるなどが望ましいが、設置する場合は 2 か所以上設けるなど混雑を避けるようにする。
- ② 取材エリア等を明確にし、報道・来賓関係者も消毒・検温・マスク・健康申告等を行う。

(ソ)競技終了後

- ① チーム全体で退館するのではなく、自分のレース終了後に個々に退館する。
- ② ミーティング・懇親会等を行わないよう周知する。

3. 競技について

(ア)移動など

- ① 招集時間に合わせ、一方通行や通行の規則を作り、滞留を避けて招集所に移動させる。
- ② ID カード、出場票あるいは付添票などを携帯し、荷物の入る袋などで一つにまとめ移動する。

(イ)競技

- ① 競技者のスタートレーン入場は間隔を空けて入場する。
- ② 選手用イスや脱衣ボックスの共用使用をできるだけ避け、使用する場合は都度、消毒を行い、競技者の荷物は袋に入れるように工夫する。
- ③ 競技者の名前確認等は ID や出場票の目視で行い、直接触れないようにする。
- ④ 先にゴールし、待機している間に他の選手との会話は禁止する。
- ⑤ オーバー・ザ・トップの際は退水レーン方向のロープで待機を徹底する。
- ⑥ 退水後はプールサイドで止まらず荷物を取り、サブプールへと移動できる一方通行の動線を確保する。
- ⑦ スタートとゴールが異なる種目距離の場合は、スタートに戻ることがないよう動線を配置する。

4. 全般的な対応

- (ア) チェックリストについて、順守されているか定期的に巡回・確認する。
- (イ) 必要な取り組みを適宜付加し、場内アナウンス・電光表示等で徹底を図る。
- (ウ) 障がい者や高齢者など、利用者の特性に配慮する。
- (エ) 退場後14日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、チーム責任者から主催者に速やかに濃厚接触者の有無等について報告するよう周知する。報告後の対応については、施設管理者・自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。
- (オ) 来賓等は極力受け入れない。

【競技役員が遵守すべき事項】

1. 共通

- (ア) 打ち合わせ事項については役員資料を作成し事前に周知する。
- (イ) 職務中はマスクやフェイスシールド等を着用し、熱中症対策を十分にとる。体調に異変を感じた場合は、速やかに主任へ申し出る。
- (ウ) 競技役員の配置や人数は最小限とする。
- (エ) 個人使用備品(文房具等)は各自で用意する。
- (オ) 当日の全体および各役職での打ち合わせは必要最低限とし、全体の注意事項や役員の配置表・各役職の任務等は競技役員控室に掲示板を設置し掲示する。
- (カ) 競技役員の椅子は間隔を保つよう配置する。
- (キ) 競技役員の入場・退場は行わない。
- (ク) 5mフラッグは固定し着脱は行わない。
- (ケ) 交代時の待機は短時間とし、密とならないようにする。
- (コ) 自分が使用する椅子・トランシーバー・半自動グリップ・ストップウォッチ・マイク・出発合図用ピストル・ヘッドセットマイクなどの共用備品を除菌シートで拭き取り消毒を行う。トランシーバーなどの備品は競技終了まで一人が所有し、できる限り共有しないようにする。
 - ① 競技開始前・競技開始直後に使用する者が消毒を行う。
 - ② 役員交代時:交代後に使用する者が消毒を行う。
 - ③ 競技終了後・競技終了直前に使用した者が消毒を行う。
- (サ) 本部席や受付・招集など声を発することが必要な場所には、アクリル板や透明ビニールカーテンを設置するなどの対策を取る。
- (シ) ボールペンやバインダーなどの備品は共有せず個人で専用のものを用意する。
- (ス) プログラムは共用せず、1人1冊ずつ用意する。記録を残さなければいけないものについては保管場所を決め、紛失しないよう管理する。
- (セ) 審判用紙など連携をしなければいけないものについては紙面を連携せず、各役職で白紙の審判用紙をあらかじめ準備しておき、トランシーバーで連携したものを記載して保管するに留める。
- (ソ) ローテーションでペアになる役員を期間中できるだけ同じ人物とし、かかわる人数を減らす。
- (タ) 控室を設置する場合は室内の換気を十分にいき、椅子の間隔を保つよう配置する。
- (チ) 必要に応じ、専門的に対応する役職を設ける。

2. 審判長

選手および競技役員が安全に競技を進めることができるよう、各役職において感染拡大予防対策が適切に行われていることを確認し、必要に応じ注意、是正する。

3. 泳法審判員

感染拡大予防対策の注意に対して、審判長のサポートを行う。

4. 出発合図員

- (ア) 公式スタート練習時の合図を行う間隔は、前の選手と12m以上の距離を空けて行う。
- (イ) 競技成立後の選手に感染拡大予防を意識したレーンロープへの移動や退水の指示を行う。

5. 折返監察員

- (ア) 交代時の入退場は、人との距離を確保する。
- (イ) 椅子は、計時員の隣ではなく後方へ配置する。
- (ウ) 声を出さない行動を基本とする。
 - ① 選手確認は ID カード(出場票等)で行うこと
 - ② 競技成立後のレーンロープへの移動や退水の指示は出発合図員に委ねる。
 - ③ 800m・1500m競技における途中コールは、競技者との距離が2m以上で行うこと。

6. 機械操作員

- (ア) 他の係との連携時に、大きな声を出さずにトランシーバー等を利用して行う。
- (イ) PT使用後の手指の消毒を徹底する。

7. 計時員

- (ア) 出場確認票等を集める際には回収箱を用意し、直接受け取らない。または使い捨て手袋を利用し素手での受け渡しを行わないようにする。
- (イ) ストップウォッチで計測した記録は、計時員用プログラムに記載し個票等は使用しない。個票を運用している競技会では、招集所で確認するにとどめ選手に配布をしない。

8. 招集員

- (ア) 簡易マイクを使用し大きな声を出さず、必要最低限の指示を基本とする。
- (イ) ID カード(出場票等)に出場種目・組・レーン・競技予定時間を明記し、選手が簡単に確認できるよう工夫する。
- (ウ) 椅子を配置する場合は間隔を1m以上空け、向かい合うことがないようにし、都度消毒する。
- (エ) 選手がタイムリーに集合できるために、電光掲示板や招集用スクリーン等で招集状況を表示し多くの選手が招集所にとどまらないようにする。
- (オ) 役員が ID カードに触れないようにするため、スタートとゴールが異なる種目距離の場合は回収後廃棄できる出場票の利用が望ましい。
- (カ) 入り口にはアルコール消毒液を配置し、選手に手指の消毒を促す。
- (キ) 選手は招集所内ではマスクを着用とし、レーンに入る時点で各自の荷物に保管する。
- (ク) 招集所内の人数は、2レースまでを基本とする。
- (ケ) 選手の荷物は各自で袋を用意し自己管理とする。

9. 通告員

- (ア) マイクには各自マイクカバー(ハンカチ等)をし、必要以上に顔や口を近づけないよう通告をする。
- (イ) マイクの本数に余裕があれば、できる限り共用しない。
- (ウ) 飛沫が飛ばないように十分注意する。

10. 記録員・速報係

- (ア) スタートリストやランキングは可能な限りホームページなどで発表し、速報板での掲示を避ける。必要な場合は配布物とする。
- (イ) 各役職との連携は極力トランシーバーを使用し、直接の接触を避ける(審判用紙も同対応とする)。
- (ウ) 記録集計のための読み上げを極力行わないよう、個票、集計表の利用を控える。

11. 受付係

- (ア) 対面での対応を減らすため、物品や金銭のやりとり、ロッカー貸し出しを極力行わない。
- (イ) 落とし物、忘れ物は廃棄物として取り扱う。ただし有価物の場合は、消毒を徹底し主催者へ引き継ぐ。

12. 表彰係

- (ア) 授与式での表彰は行わない。賞状を各自で発行できるようにするなどの工夫を行う。
- (イ) 新記録表彰等を行う場合は、できる限り簡易な形で実施すること。

13. 役員係

- (ア) 役員集合時間・場所を役職ごとに設定するなどし、人が分散するような工夫をする。
- (イ) 弁当・役務費の配布も(ア)と同様な配慮を行う。
- (ウ) ユニフォームの共用を行わず、配布する場合は各個人に行う。

14. 会場係

- (ア) 巡回時は使い捨て手袋を着用し、消毒液・ダスターを携帯する。
- (イ) 職務後には石鹼と流水による手洗い、手指消毒を徹底する。
- (ウ) 回収したゴミや忘れ物のビニール袋は密閉して縛る。
- (エ) 不特定多数が接触する場所(ドアノブ・ロッカー・テーブル・椅子等)についてはこまめに消毒する。

15. 監視員

- (ア) 意識のある途中棄権者などの要救助者を救護・救助する場合に救助者は、ゴーグル及びフェイスマスク、器材などを使用し、できるだけ要救助者との距離を取り救助する。
- (イ) 意識がない要救助者については、通常の方法で救助し、プールサイドでの救助者に引き継ぐ。
- (ウ) BLS を行う場合は、救助者はマスク・使い捨て手袋・ゴーグル等を用意し、胸骨圧迫前にマスク・タオル・シャツなどで要救助者口鼻を覆いエアロゾル感染を避けること。
※胸骨圧迫のみ(ハンズオンリーCPR)で人工呼吸は行わない。

16. 救護

緊急時の救命とケガ等の対応を行うことを基本とする。感染が疑われる者の対応は行わず速やかに退館を促す。

17. 本部

(ア) 本部室への入室者を限定し、また記録を徹底する。

(イ) 共用のドリンクやウォーターサーバーの利用は行わない。

【参加者が遵守すべき事項】

1. 競技日前

- (ア) 入場日前14日以内において、以下の事項に該当する場合は、入館を見合わせる事。
 - ① 平熱を超える発熱がある
 - ② 咳(せき)、のどの痛みなどの風邪の症状がある
 - ③ だるさ(倦怠感)息苦しさ(呼吸困難)がある
 - ④ 臭覚や味覚の異常がある
 - ⑤ 体が重たく感じる、疲れやすい等の症状がある
 - ⑥ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
 - ⑦ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
 - ⑧ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある
- (イ) 「健康チェック表」に必要事項を記入し、入場時に提出すること。
- (ウ) 水泳用具・飲食物・ストレッチマット等は、専用の物を用意し共用しないこと。
- (エ) 会場までの交通機関内で、マスクの着用、人との距離、座席間の距離、車内換気、会話などに留意すること。
- (オ) 厚生労働省のアプリ「COCOA」および各都道府県の新型コロナ感染症対応アプリを登録すること。

2. 水泳場内

- (ア) 入館から退館時までの全ての場面で、人との距離(できるだけ2m以上)をとって行動すること。
(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
- (イ) 練習時に、各レーン内で待機する場合、スタート練習で並ぶ場合も距離を保つこと。
- (ウ) 選手控え場所・観覧席で、人との距離・座席間の距離を保つこと。
- (エ) チームごとに、選手控え場所・観覧席の人数制限を周知し、徹底すること。
- (オ) 泳ぐとき以外はマスクを着用すること。
- (カ) レース前にはずしたマスクは、服のポケットか袋に入れること(マスクは、選手イス・脱衣ボックスに直接置かない)。
- (キ) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。個人で消毒液を持参することが望ましい。
- (ク) 選手同士での招集所、レース後の会話を控えること。
- (ケ) 大きな声での会話や応援をしないこと。
- (コ) 唾や痰を吐くことは行わないこと。
- (サ) 飲食については、指定場所以外で行わないこと。
- (シ) ドリンクの回し飲みはしないこと。
- (ス) 飲みきれなかったドリンクを、指定場所以外に捨てないこと。
- (セ) 競技者のレース終了後、関係する見学者・付添者も速やかに退館すること。
- (ソ) 競技終了後はミーティングを行わず、速やかに退館すること。

(夕) 競技会主催者・施設管理者が決めたその他の措置・指示について従うこと。

3. 退館後

退館後14日以内に「新型コロナウイルス感染症を発症した」場合は、主催者に対して、速やかにチーム責任者又は競技者から連絡をすること。

【有事の際(熱のある方が来場した、競技会中に発熱者が発生した など)の対応マニュアル】

■発熱者(有事:コロナの疑い)の対応

発熱者が新型コロナウイルス感染者であるとは言えないので、発熱者に対しての言動について配慮(人権の保護)し対応すること。また発熱者はコロナ感染の疑いを視野に入れ、原則、退館を促すが、必要に応じ隔離対応を行う。

1. 入場時や受付

(ア) 入場に関する責任者を決めておくこと(例:会場主任・受付主任)。

(イ) 選手や来場者の発熱(37.5 度)が確認された場合は、入場や競技参加を制限し(断り)、速やかに退館を促すこと。

※気温が高い場合は体温に影響があることを考慮しておくこと。

(ウ) 該当者の氏名(ID)・チームを記録のうえ退館を確認し、大会総務に報告すること。

(エ) 主催者は状況に応じ管轄保健所への報告を行うこと。

2. 入場後の体調不良について

(ア) 発熱を伴わない体調不良については救護室で対応する。ただし、倦怠感を伴う場合は念のため隔離し医務救護のドクターに委ねる。

(イ) 発熱を伴う体調不良の場合は隔離し医務救護のドクターに委ねる。

(ウ) 水着着用者等が更衣を隔離スペースで行う場合、当該者に手指消毒およびマスク着用を指示し、管理者帯同のもと他人との接触に配慮し荷物を取りに行く。または同チームの責任者に連携し、対応を依頼する。

(エ) 該当者の氏名(ID)・チームを記録し、感染が確認された場合は個人またはチームより主催者または管理者に報告をするよう依頼する。

(オ) 該当者の退館を対応責任者が確認し、大会総務に報告する。

3. 個人情報の取扱い

有事の際の情報は定められた形で保管し、関係者に共有する。また第三者に漏洩しないよう注意すること。

以上